

石川県情報公開審査会の答申概要（答申第102号）

1 異議申立ての対象となった請求対象文書（諮問案件第142号）

- (1) 浅野川放水路操作実施要領（以下「本件請求文書1」という。）
- (2) 浅野川放水路操作細則（以下「操作細則」という。）第6条第3項の「その他特に必要があるとき」の内容に関する文書（以下「本件請求文書2」という。）

2 担当課（所） 土木部河川課

3 異議申立て等の経緯

- (1) H20. 9. 17 公開請求 (4) H20. 11. 21 諮問
- (2) H20. 10. 1 不存在決定 (5) H23. 7. 11 答申
- (3) H20. 10. 14 異議申立て

4 諮問に係る審査会の判断結果

不存在とした決定は、妥当である。

| 該当条項 | 審査会の判断要旨 |
|---------------------------------|---|
| <p>条例第11条 第2項 (不存在)</p> | <p>(1) 本件請求文書1について 操作細則第11条では、「この細則を施行するため必要がある場合には、浅野川放水路操作実施要領を定めることができる」と規定されており、定めることを義務付けられているとまではいえない。 このようなことから、実施機関が本件請求文書1に対応する公文書を作成していないとして不存在決定を行ったことは、特段不自然、不合理とはいえない。</p> <p>(2) 本件請求文書2について 浅野川放水路操作規則第8条では、「ゲートは、次の各号に掲げる場合を除き、常に最大分流量の流水を流す開度にしておくものとする」とされ、第1号で「点検又は整備を行うため必要があるとき」、第2号で「その他特に必要があるとき」と規定されており、第2号の内容が操作細則第6条第1号ないし第3号に規定されている。 操作細則第6条第1号及び第2号では、具体的な要件が規定され、第3号で、「その他特に必要があるとき」とされており、前各号に該当しない様々な状況に対応するために設けられているものである。 このようなことから、実施機関が、第3号の「その他特に必要があるとき」の内容を明文化した文書は作成していないとして不存在決定を行ったことは、特段不自然、不合理とはいえない。</p> |

5 審議経緯 審査回数 3回

(別 紙)
答申第102号

答 申 書

平成23年7月

石川県情報公開審査会

第1 審査会の結論

石川県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書につき不存在とした決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 公開請求の内容

異議申立人は、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対し、平成20年9月17日に、次の公文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

- (1) 浅野川放水路操作実施要領（以下「本件請求文書1」という。）
- (2) 浅野川放水路操作細則（昭和50年石川県訓令第3号。以下「操作細則」という。）
第6条第3号の「その他特に必要があるとき」の内容に関する文書（以下「本件請求文書2」という。）

2 実施機関の決定

実施機関は、平成20年10月1日に、本件公開請求について不存在決定を行い、保有していない理由を付して異議申立人に通知した。

（保有していない理由）

- (1) 本件請求文書1
当該文書は作成されておらず、不存在である。
- (2) 本件請求文書2
明文で限定列挙することが不相当と思われるため、当該文書は作成されておらず、不存在である。

3 異議申立て

異議申立人は、平成20年10月14日に、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行った。

4 諮問

実施機関は、平成20年11月21日に、条例第19条第1項の規定により、石川県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件処分の取消しに係る異議申立てにつき、諮問を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消すとの決定を求めるといものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件請求文書1について

浅野川の洪水調節に重要な役割をもっている浅野川放水路操作実施要領が作成されていないはずがない。当該公文書は必ず存在するはずである。

(2) 本件請求文書2について

「その他特に必要があるとき」の内容が明文化されていなければ、放水路の管理ができないことになるので、当該公文書は必ず存在するはずである。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が理由説明書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

1 本件請求文書1について

操作細則第11条に、「この細則を施行するため必要がある場合には、浅野川放水路操作実施要領を定めることができる」と規定されているものであるが、定められていない。ただし、浅野川放水路操作規則（昭和50年石川県規則第2号。以下「操作規則」という。）及び操作細則を順守し円滑に実行するため、浅野川放水路操作手順（以下「操作手順」という。）を策定している。

2 本件請求文書2について

操作規則第8条の「ゲートの操作」において、「ゲートは、次の各号に掲げる場合を除き、常に最大分流量の流水を流す開度にしておくものとする」と規定され、第1号で「点検又は整備を行うため必要があるとき」、第2号で「その他特に必要があるとき」と規定している。

操作細則第6条では、これを受けて、第1号及び第2号で特定の要件を規定し、第3号で「その他特に必要があるとき」と規定している。

異議申立人は、その内容が明文化されていなければ放水路の管理ができないと述べているが、第1号及び第2号の規定を踏まえての「その他特に必要があるとき」であること並びに想定外の状況も起こり得ることなどの理由から、「特に必要があるとき」全てを明文化することはできない。

そのため、当該文書は作成しておらず不存在である。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政をより一層推進することを目的として制定されたものであり、公開の原則に基づき適正に解釈・運用されなければならない。当審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、以下判断するものである。

2 本件公文書の性格等について

(1) 本件請求文書1について

操作細則で「定めることができる」と規定されている「浅野川放水路操作実施要領」である。

(2) 本件請求文書2について

操作細則第6条第3号で規定されている「その他特に必要があるとき」の内容を記載した文書である。

3 本件請求文書1及び2に対応する公文書の不存在について

(1) 本件請求文書1について

操作細則第11条では、「この細則を施行するため必要がある場合には、浅野川放水路操作実施要領を定めることができる」と規定されており、定めることを義務付けされているとまではいえない。

このようなことから、実施機関が本件請求文書1に対応する公文書を作成していないとして不存在決定を行ったことは、特段不自然、不合理とはいえない。

なお、実施機関は、理由説明書において、操作規則及び操作細則を順守し円滑に実行するため、操作手順を策定していると述べているが、本件公開請求は、浅野川放水路操作実施要領の公開を求めるものである。

(2) 本件請求文書2について

操作規則第8条では、「ゲートは、次の各号に掲げる場合を除き、常に最大分流量の流水を流す開度にしておくものとする」とされ、第1号で「点検又は整備を行うため必要があるとき」、第2号で「その他特に必要があるとき」と規定されており、第2号の内容が操作細則第6条第1号ないし第3号に規定されている。

第1号及び第2号では、具体的な要件が規定され、第3号で、「その他特に必要があるとき」とされており、前各号に該当しない様々な状況に対応するために設けられているものである。

このようなことから、実施機関が、第3号の「その他特に必要があるとき」の内容を明文化した文書は作成していないとして不存在決定を行ったことは、特段不自然、不合理とはいえない。

4 まとめ

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、別表のとおりである。

<別表>

審 査 会 の 処 理 経 過

| 年 月 日 | 処 理 内 容 |
|----------------------------------|----------------------------|
| 平成 20 年 11 月 21 日 | ○諮問を受けた。(諮問案件第 1 4 2 号) |
| 平成 21 年 3 月 6 日 | ○実施機関（土木部河川課）から理由説明書を受理した。 |
| 平成 23 年 4 月 27 日 (第 212 回審査会) | ○事案の審議を行った。 |
| 平成 23 年 5 月 26 日 (第 213 回審査会) | ○事案の審議を行った。 |
| 平成 23 年 6 月 30 日 (第 214 回審査会) | ○事案の審議を行った。 |